

2019年（令和元年）12月10日

## 群馬訴訟での国の主張に対する抗議声明

原発被害者訴訟原告団全国連絡会  
原発事故全国弁護団連絡会  
原発事故損害賠償裁判を支援する群馬の会  
原発被害者訴訟支援東京・首都圏連絡会

福島第一原発事故によって避難を余儀なくされた被害者が前橋地方裁判所に対して提訴した「福島第一原発事故損害賠償請求」事件は2017年3月17日、国と東電の責任を認める画期的な判決を言い渡されましたが、国と東京電力が控訴し、また原告としても損害認定額が実態に伴わない少額にとどまったことについて控訴をし、現在、控訴審理が、東京高等裁判所第7民事部に係属しています。

そして、本年9月17日に開かれた第7回口頭弁論期日において、同事件の被告国は、以下のとおり主張しました。

「自主的避難等対象区域からの避難者について、特別の事情を留保することなく、平成24年1月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の住民の存在という事実には照らして不当である上に、自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第2のとおり、そのような低線量被ばくは放射線による健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。」（同事件一審被告国の第8準備書面27ページ）

しかし、これは正当な根拠のない暴論です。

まず、国が事故後に避難すべき対象地域の基準としている年間20ミリシーベルトについて、到底安全と言えるものではありません。

そもそも国は、事故前には一般人の被ばく限度を1ミリシーベルト以下が基準だとしていたものであり、必要があって放射線業務従事者であっても年間5ミリシーベルトとされています。20ミリシーベルトは安全基準としては機能していないものです。

さらに、原告らは、本訴訟において、避難指示区域外の地域からの避難者や避難指示が解除された後にも帰還せずに避難を継続している避難者について、被ばくによる健康被害を懸念して避難を選択することが十分な合理性、必然性を有しているものであってその選択は尊重されなければならないと主張しているものであり、このことは同事件の一審前橋地裁判決が明確に認めているところでもあります。

また、このことは「子ども被災者支援法」（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等の施策の推進に関する法律

平成 24 年法律第 48 号) 第 2 条にも明確に規定されているものです。

一方、自主的避難等対象区域から避難を選択した人の多くは、在住を選択した家族、親族や近隣住民との意見の違いに苦悩し、なかには、離婚も含めた深刻な亀裂を経験した人もいます。しかし、在住者の中で、あからさまに避難した者の選択を否定し、非難する人は決して多くはありません。多くの人たちは、避難した者の選択を尊重し、時に支援してくれています。さらには、在住者の中にも、自身や家族の放射線被ばくを危惧し、事故から 8 年以上たった今でも自分も避難すべきではないかとの葛藤を抱えている者も少なくないのが実情です。

避難それ自体が「居住する住民の心情を害する」などときめつけることは、在住人の実情とも合致していません。他方、訴訟を提起した人は、避難せずに在住を継続した住民について、その選択の是非を問うものではなく、むしろ、在住する選択もまた尊重されるべきであると主張するものです。

ところが、国の主張は、原告らが、あたかも避難を選択せずに在住し、あるいは、避難指示の解除を受けて帰還した住民の選択について否定的に評価しているかのように印象づけようとするものです。

そもそも、今回、大量の避難者が生じた原因は、ひとえに、国の原子力発電の推進政策にもとづいてつくられた原子力発電所において、「絶対に事故は起こらない」「起こるはずのない」と言っていた事故が発生して、大量の放射性物質が飛散したことにあります。国は、原子力発電所での過酷事故の発生可能性を否定し、原発は安全だと喧伝してきました。それが福島第一原発事故によって、起こるはずのない事故がおきてしまったことにあります。

その国が原発事故による被害者である避難者に対する賠償を認めることが、「我が国の国土に対する不当な評価となる」などと主張することは、まさに、責任転嫁と言わざるを得ません。

豊かな国土を汚染し、評価を落としたのはまさに国であり、その責任は国にある。開き直りもはなはだしいものです。

避難者の中には、避難先で、いわれのない差別を受け、特に、国が一方的に線引きをした避難指示区域外からの避難者は、被告東京電力からきわめてわずかな賠償支払いしか受けていないにもかかわらず、高額な賠償金を受領しているなどと誤解されて、いやがらせを受けた人もいます。

今回の国の主張は、避難者と在住者の分断をさらにあおり、そればかりか、避難者に対する避難先地域や住民の受け入れを困難にするものです。

私たちは、このような国の開き直りと言うべき主張に強く抗議し、国がこれを撤回するように要求するとともに、各地の裁判所がこのような国の主張にまどわされることなく、避難を余儀なくされた被害者の選択の合理性を明確に認め、実態に見合った賠償や支援制度の策定を進める事を要望するものです。

以上